

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、植木等の剪定業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、ブルーシートに入った剪定した樹木等を担いだ際、首、肩、腰に痛みを感じたという（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月〇日、C整形外科を受診し、「頸部椎間板症、腰部椎間板症、右肩甲部筋筋膜炎」等（以下、これらを併せて「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

上記第5の審査資料に基づき、本件について検討し、判断すると、次のとおりである。

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものである旨主張するので、請求人の主張を踏まえ、以下検討する。

(2) 請求人は、本件災害の発生状況について、「平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、切った枝をブルーシートに入れて持ち上げようとした際に痛みが出た。特にバランスを崩したりとかそういうことはなかった。」と述べる一方、「右肩に切り枝の入ったブルーシートを担いだ際、いつもより重くバランスが崩れそうでぐっと力が入った。足下は土が軟らかい状況であった。」、「持ち上げてバランスを崩しぐっと力がかかり首を痛めた。」とも述べており、本件の発生状況についての申述に違いがある。また、請求人は決定書理由に認定のとおり、本件災害発生以前の平成〇年〇月〇日以降、頰椎椎間板症、腰痛症などの傷病名でD病院を受診している。

(3) 本件傷病の発症原因に関する医学的見解をみると、E医師は、審査官受付意見書において、請求人の本件傷病発症原因を不明と述べている。また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「本件では頰部への明確な外傷と認めがたい。頰椎MR I上、頰椎に軽度の変性もあり、必ずしも業務中の動作が症状の原因とはいえず、むしろ頰椎の変性に由来する可能性が高い。」と述べている。さらに、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件災害発生状況を踏まえ、業務により発症したものと認められない旨述べている。

(4) 請求人の主張、医療機関への受診状況及び上記各医師の意見を踏まえ、本件一件記録を精査したが、請求人は、上記のとおり本件災害発生前の平成〇年〇

月○日以降、頰椎椎間板症、腰痛症などの傷病名で間中病院を受診しており、頰椎椎間板症、腰痛症の基礎疾患を有していたものと認められるところ、本件傷病の発症は、請求人の基礎疾患に起因するものと考えざるを得ず、本件傷病と業務との間に相当因果関係があったとは認められない。

(5) したがって、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、本件傷病と業務との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

(6) なお、請求人の主張について子細に検討するも、前記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。